

国都計第137号  
令和6年1月9日

関係県、指定都市、中核市、施行時特例市  
開発許可担当部局長 殿

国土交通省都市局都市計画課長  
( 公 印 省 略 )

令和6年能登半島地震に伴う応急仮設住宅等の建築に係る開発行為等の  
取扱いについて（通知）

令和6年能登半島地震に伴う応急仮設住宅等の建築に係る開発行為等の取扱いについて、下記のとおり御了知いただくとともに、貴団体関係機関に対し周知をお願いします。この取扱いについては、仮設建築物の担当部局にも併行して情報提供されています。

なお、農林水産省から農地転用許可制度については「地震等による災害時の応急措置・復旧に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の取扱いの周知について（令和6年1月5日付5農振第2401号）」にて通知されている旨、念のため申し添えます。

#### 記

応急仮設住宅等を建築するための開発行為等については、以下に該当し、許可不要と解しているところである。

- ・都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項第10号に規定する非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
- ・法第29条第1項第11号に基づく都市計画法施行令第22条第1項第1号に規定する仮設建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- ・法第43条第1項第2号に規定する非常災害のため必要な応急措置として行う建築物の新築等
- ・法第43条第1項第3号に規定する仮設建築物の新築

なお、被災した県や市町村の区域外など被災地から遠方の場所に応急仮設住宅等を建築するための開発行為等も同様に許可不要と解される。

以上